

## **8. 給水装置工事の事務手続き**

## 8. 1 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次の種別に分類する。

### (1) 新設工事

建築基準法上の適合に係る建築確認申請行為を伴う新築（建替え含む）住居又は建物に付属して常用するための給水装置工事又は土地の所有者が当該土地の管理を目的として施工する給水装置工事とする。

新設工事は、企業長の施設した配水管から分岐して、本施工基準に適合した口径、材料及び構造をもって施工されることを原則とする。

ただし、企業長の施設した配水管から分岐して水道メーターまでの既設給水装置が基準適合によることの確認ができた場合は、この限りではない。

### (2) 改造工事

水道メーターの口径変更、メーターを含めた下流側の給水管の口径、延長、構造及び材質等の変更並びに給水栓等の取替又は口径、位置及び数量の変更に係る工事とする。（給水装置の主物に「建築確認等の」大きな変更を伴わない場合に限る。）また、以下に該当する場合は、改造工事とすることができる。

① 企業長の施設した配水管から分岐し、水道メーターまでを企業長指定の基準適合とする場合

② 土地に給水栓等を設置する工事に関する申請後、1年を経過せずに当該土地に建物等を建築し、内線工事を行う場合（この場合、1年を経過した後は、新設工事とする。）

### (3) 臨時（改造・臨時）工事

住宅の新築、建替え工事及び一般建設工事に伴い、一時的に工事用水が必要な場合、その使用目的及び使用期間を明確にして、当該工事の施工者に限り申請が可能な水道使用に係る工事とする。

### (4) 給水管工事

『4. 6-1（開発行為許可を受けたもの及び市街化区域又は無指定区域内造成工事等の水道工事）』に記載したとおり、企業長が示す条件を満たすと認めた場合に、水道メーターの貸与と設置を行うことなく（新設工事であっても水道加入をとまわず）当該宅地見込地等に給水引込み管を設置できる工事とする。

### (5) 撤去工事

給水装置所有者が管理する水道の使用を永久に廃止する場合に、企業長の施設した配水管に設置した分岐装置の閉栓とそれ以降の給水装置を切り離す工事とする。

給水装置に貸与された「水道メーター」のみ、及びそれ以降の「水栓類の全部又は一部」を廃止することは撤去工事と称さない。

## 8. 2 給水装置工事の事務手続き

企業長は、給水装置工事の申込者が指定工事業者を選定し、工事の契約を締結した後、申込者が作成した給水装置工事申込書と契約に係る指定工事業者が設計又は設計照査を行い、その設計における材料仕様等の確認を行ったと署名・押印した給水装置工事設計書を当該指定工事業者が企業団所管に提出し、設計審査により承認された内容が、当該指定事業者の誠実な指導監督をもって施工されることを原則として、当該工事の諸手続きを処理する。

### 8. 2-1（給水装置工事及びその申込み）

1. 指定工事業者は、給水装置工事を申し込むときは、必要事項が記入された申込書（指定様式）にその他必要書類を添えて企業長に提出して設計審査を受け、承認された後でなければ給水装置工事に着手してはならない。

2. 給水装置工事の申込みは、様式第1号（第11条関係）の「給水装置工事申込書及び設計書」により、正本及びその副本1部を添えて企業長（企業団所管）に提出する。

企業長は、提出された申込書毎に「受付番号」を付し、これを「加入金徴収番号」に代える。

3. 指定工事業者は、【表-8.2.1 給水装置工事申込み等に関するその他の書類】が必要な場合は、申込者にその趣旨を説明のうえ作成し、申込者及び当該申込みに係る関係者にその確認を得た後、申請書に添えて企業長（企業団所管）へ提出すること。

【表-8.2.1 給水装置工事申込み等に関するその他の書類】

提出書類		様式	備考
<b>群馬東部水道企業団給水条例施行規程関係</b>			
1	給水装置使用開始申込書	様式第7号 (第19条関係)	・水道を使用しようとするものが、あらかじめ企業長に申込み承認を受けるために提出する。
2	給水装置使用中止届	様式第9号 (第21条関係)	・水道使用者がその使用をやめるとき、あらかじめ企業長に届出のために提出する。
3	給水装置所有者変更届	様式第12号 (第21条関係)	・給水装置が設置、常用されている主物(建物)の所有権の移転(売買、相続、贈与又はその他の事由)に伴い、適正に申請されているものに限り、関係者の同意をもって提出する。 ※使用目的が変わったときは、改造申請を要す。 ・廃止保留した給水装置に係る水道メーターの所有者は、本人のみとする。 ・この様式提出の際は、その事由を証明する書類(登記記録の全部事項証明書)を提示すること。 ※上記証明書が提示できない時は、その他の書類を要す。
4	給水装置撤去工事申込書	様式第2号 (第11条関係)	・住居ならびに建築物等を解体するなどして、給水装置が付属する主物を撤去したことに基づき、水道を廃止しなければならない場合に提出する。(工事写真・図面添付) ・土地等の管理を目的として設置した給水装置が当該土地の管理、使用形態の変化、及び権利移転、その他の事由に基づき廃止しなければならない場合に提出する。 ・住居及び建物の「建替え」又は「新築」を目的として、上記の行為を行う場合も同様とするが、水道メーターを含め上流側の給水装置が企業長指定の基準適合となっている場合は協議に応じる。
<b>加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領関係</b>			
5	加入金納付免除申請書	別記様式第2号	・給水装置の新設、改造工事等に伴い、「加入金要領」(※)における第9条(加入金の免除)及び第13条(廃止を保留した水道メーターの再使用)に基づき、加入金免除が可能な申請に係るもの全てについて提出する。
6	水道メーター口径変更願	別記様式第4号	・給水装置の改造及び新設工事に伴い、既設給水装置に貸与されていた水道メーターの口径を減径する場合に提出する。 ・水道メーターの口径変更とは、「加入金要領」(※)における第5条(加入金の徴収)、第9条(加入金の免除)及び第13条(廃止を保留した水道メーターの再使用)に基づく水道メーターに係る事項の全てとする。
<b>群馬県道路占用規則関係</b>			
7	道路占用許可申請書(国・県道)	別記様式第1号 (第2条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置の新設、改造工事等に伴い、道路、河川等への占用行為(占用物件の変更も同じ)と共に掘削及び復旧行為が生じる場合に、当該道路、河川等の管理者に対して行わなければならない申請、届出及び許可願に係る事務手続きである。</li> <li>企業長による給水装置工事の承認がなされた後も、これら事務手続きにより、当該管理者の許可証等の交付がなければ占用工事に着手してはならない。</li> <li>資料-3及び資料-4に記載する手順書のとおり調製して企業団所管に提出し、企業長がその申請を代行する。</li> </ul>
8	道路占用工事着手届(国・県道)	別記様式第4号 (第4条関係)	
9	道路占用工事完了届(国・県道)	別記様式第5号 (第4条関係)	
10	道路通行止許可願(国・県道)	A4サイズ(任意)	
11	道路占用許可申請書(市道)	別記様式第1号 (第2、第4条関係)	

※「加入金要領」とは、「加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領」のことを指す。

#### 8. 2-2 (給水装置工事の承認)

給水装置工事の承認は、加入金納入を必要とする場合、その「納入済」を確認した後に行うことを原則として、企業長は、給水装置工事の承認を行うにあたり、申込みの際に提出された「給水装置工事申込書及び設計書」の副本に承認年月日を記載した「承認印」を押印したもの（以下「承認申請書」という。）を指定工事業者へ返却する。

なおこのとき、加入金の納入が行われていないか、又はこれが拒否された場合、企業長は、当該給水装置工事の承認を取り消す。

#### 8. 2-3 (給水装置工事の施工)

指定工事業者は、「承認申請書」の記載に基づき、当該給水装置工事毎に指名した主任技術者の指導監督のもと、当該工事を誠実に施工すること。

### 8. 3 加入金

1. 加入金は、工事着手前に、これを徴収することを原則とする。
2. 企業長は、加入金の納入について、以下の理由をもって工事申込後において企業長が指定する日までに納入させることができる。  
この場合も、加入金の納入が確認されるまで工事の承認を行わない。
  - (1) 申込書及びその他必要書類に不備があると直ちに判断できた場合。
  - (2) 申込書のメーター口径が、設計の給水装置に適切か否かの審査を行うため相当な時間を要すると判断した場合。
3. 新設の給水装置であっても、仮設建物への給水や建設工事等の際に使う工事用水など、一時使用で期限の定められた「臨時用給水」の場合は、これを徴収しない。
4. 上記の他、加入金の徴収又は免除に関する取扱いは、「加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領」に基づく。

### 8. 4 手数料

#### 8. 4-1 (設計審査及び工事検査の手数料)

給水装置工事の設計審査及び工事検査を申し込む者は、条例第 32 条（手数料）に定める額の手数料を工事着手前に納入すること。

##### 1. 設計審査手数料

手数料の算定にあたっては、1 工事分の設計審査の申請を 1 回とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新設工事は、分岐毎に 1 給水装置として申し込み、1 工事分を徴収する。
- (2) 1 給水装置内での改造工事は、1 給水装置工事として申し込み、1 工事分を徴収する。
- (3) 同一の申込者が、同一敷地内に 2 戸以上の新設工事を申し込む場合で、1 箇所分岐による共通の給水主管を含めて、1 給水装置として申し込むときは、1 工事分を徴収する。（2 世帯住宅など）
- (4) (3)において各戸が独立した「棟」の集合住宅、分譲住宅又は分譲地である場合は、各戸（棟・分譲地）毎に申し込むこととし、申込書毎に徴収する。
- (5) 「開発行為」及び市街化区域内一般造成工事等で、給水幹線を道路内に施設する場合で、各区分画に先行工事による給水引込み配管を同時に施設することを企業長が承認した場合は、1 工事分を徴収する。（給水管工事）
- (6) 受水槽水道のみの工事を申し込むとき及び受水槽水道へ各戸メーターを設置する場合で、その各戸検針及び料金徴収業務を企業長が受託したときは、受水槽まで 1 工事分を、また、各戸メーターを設置する棟毎に 1 工事分を徴収する。
- (7) 撤去工事の申込みに係る手数料はこれを徴収しない。

##### 2. 竣工検査手数料

前項の設計審査手数料の算定と同様に扱うこととする。

##### 3. 再検査手数料

工事検査において、手直し又は修正等を指示され再検査を受ける場合、竣工検査手数料を再度徴収する。

## 8. 4-2 (その他の手数料)

以下に掲げるその他水道使用に係る証明書等の交付を受けようとする者は、条例第 32 条 (手数料) における手数料をその申込みの際納入すること。

なお申込みは、別記様式第 2 号「給水証明等発行申請書」及び別記様式第 3 号「代理人選任届 (委任状)」また(4)については別記様式第 4 号「配水管路図の写し等の交付申請書」をもって行うこととする。

- (1) 給水証明書
- (2) 加入金納付証明書
- (3) 納入証明書
- (4) 配管図 (写)

## 8. 5 臨時用水

臨時用水とは、給水装置を新設又は改造して、その使用目的及び使用期間を明確にし、一時的に水道を使用するものをいう。

なお、その使用目的としては、以下のものが挙げられる。

- (1) 新設・改造・給水管工事などを行う際に、当該工事用水として用いるために給水するもの
- (2) 仮住居、仮店舗、仮事務所又は仮設選挙事務所等の仮設建物等へ給水するもの、又は期間限定の各種興業等へ給水するもの (以下「仮設等給水」という。)
- (3) その他、企業長が必要と認めたもの

### 8. 5-1 (臨時用水使用の条件)

1. 使用目的による、臨時工事の「申込者 (所有者)」及び「使用者」は、以下のとおりとする。

- (1) 「工事用水」の場合 : 指定工事業業者又は当該建設・建築工事業業者
- (2) 「仮設等給水」の場合 : 当該給水装置の所有者

2. 料金精算を円滑に行うため、申込者の住所及び氏名は、当該申込者の会社所在地又は自宅の住所とし、法人の場合は法人名を記載すること。

3. 臨時工事とその撤去工事の申し込みは、予定の期間を記載して同時に提出することとし、撤去工事を申込者の責任において、必ず行うこと。

4. 当該臨時用水にあつては、使用の期間中に「使用中止届」及び「使用開始申込」を受理しない。また、使用者変更及び送付先の変更は行えないものとする。

5. 前項 4. につき、住宅建替え等で、既設の給水装置が「基準不適合」等により新設工事を申し込む場合等で、撤去工事により廃止する当該既設給水装置に給水栓等を設置して改造し、臨時用水として使用する場合に限り、当該給水装置の使用者を、当該工事に係る指定工事業業者又は当該建設・建築工事業業者へと変更することを認める。

なお、この使用者変更に関し、料金未納等の諸問題が生じたときは、指定工事業業者又は当該建設・建築工事業業者は、その責任において、処理解決を図ること。

6. 臨時用水の使用料金については、当該臨時給水装置に設置した「臨時メーター」により、検針に基づき、納入通知書、口座振替又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 (証紙による収入の方法等) 第 6 項の規定による指定をした者による納付の方法により、徴収する。

ただし、館林市については、使用期間が 6 か月を経過した場合、検針を行うこととし、検針数量により使用の料金額を算出して徴収する。

7. 臨時メーターの口径は 13 mm 及び 20 mm とする。ただし、指定の口径では、目的の使用水量が得られない場合は、その根拠を設計計算書により容易に明示し、企業長の承認を受けること。

なお、臨時メーターの貸与は、『資料-1 給水装置工事の手順』に準じて行うこととし、臨時メーターの保護については、『4. 5-4 (水道メーターの保護)』(2)に基づき行うこと。

8. 「仮設等給水」の場合、当該臨時用水の使用開始後 1 年を経過した後、当該給水装置の所有者又は使用者が希望する場合は、水道加入金を支払ったうえで、一般の扱いとすることができる。なおこの場合の手続きは、当該給水装置の所有者が行うこととする。

9. 臨時用水の使用目的の変更又は使用期間が経過する場合は、改めて所定の手続きを行うこと。

### 8. 5-2 (臨時用給水装置の撤去)

1. 臨時用水の使用を終了するときは、以下の処理を行うこと。

- ① 使用者は、現場において「臨時メーターの指針」を記録すること。

- ② 臨時メーターが設置されていた給水装置の撤去工事を完成させること。
- ③ 臨時メーターの返却をすると同時に、撤去工事の記録写真及びその施工概略図を企業団給水装置所管に提出して、その確認を受けること。

上記確認が為されない限り、臨時用水の使用が終了したとする処理を行わない。

2. 臨時用給水装置の撤去は、8.1(5)の規定により施行すること。

## 8.6 工事の完了

指定工事業者が、給水装置の工事完了後速やかに受ける企業長による工事検査は次に掲げるとおりとする。

1. 指定工事業者が給水装置工事の完了にともない「しゅん工検査の申込み」に要する書類は以下表に掲げるとおりとする。

提出書類	様式	備考
1 給水装置工事しゅん工検査願	様式第3号 (第11条関係)	当該給水装置工事申込者の「承諾」を得て、給水装置工事主任技術者の責任において調製する。
2 しゅん工図	様式第5号 (第11条関係)	当該給水装置工事申込書及び設計書の設計図等に変更があるとき、申込者の「承諾」を得て、主任技術者が調製する。
3 主任技術者自主検査調書	様式第4号 (第11条関係)	当該給水装置工事に係る主任技術者が、工事の施行状況の確認及び圧力試験、水質試験等検査を行った結果を確認して作成したもの。
4 設計の給水管及び給水用具が基準の工法及び構造で施工されたことの確認を判別する段階確認記録写真	A4サイズ(任意)	本施工基準第4章4.10工事段階確認のための記録写真撮影要領1.及び2.に規定する撮影内容及び枚数を整理したもの。

(注) 工事に使用した給水及び給水用具が政令第5条に定める基準に適合していることの確認ができる当該材料及び製品等の仕様(品名・形式・規格、寸法及び基準適合性の証明(認定証))等に係わる書類は、検査員の求めに対して提示できるように整理しておくこと。

2. 企業長は、検査合格とした後に水栓番号が表記された標識(様式第6号)をメーターボックスの内側等の適切な場所に掲げる。

指定工事業者は、上記「標識」が企業長により掲げられた後、水道メーターの取外し及び再設置を企業長の承諾なしに行ってはならない。

## 8.7 給水装置工事の取り止め

1. 給水装置工事の新設等の承認を受けた者が、工事の中止又は大規模な設計変更等を理由に当該工事を取り止めようとするときは、以下に掲げる処理を行う。

① 当該承認申請書の工事受託者(指定工事業者)は、当該工事の委託者(申込者)の承諾を得て、「給水装置工事の取り止め届」(「加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領」別記様式第1号)を調製し、企業長に提出すること。

② 上記①の届出を行い、企業長がこれを受理した後に加入金の還付が生じると判断されたものは、企業団所管の指示する所定の手続きを行うこと。

2. 企業長は、設計審査を行った申請書に記載された完成年月を経過した後、変更等の何ら申し出等もなく、加入金が未納のため工事の承認をしていないものは、工事を取り止めたものとみなして、当該給水装置工事申込書及び設計書を返却する。

このとき、既納の手数料がある場合は、これを還付しない。

## 8.8 給水装置の使用開始と使用中止

1. 給水装置工事の新設等の完成又は給水装置を所有している者若しくは所有者の承諾を得て、当該給水装置により水道を使用しようとするときは、給水装置使用開始申込書(様式第7号)を企業長に提出して承認を受けなければならない。

2. 水道の利用者が、当該給水装置からの使用をやめるとき(給水装置の廃止を除く)は、あらかじめ

め、給水装置使用中止届（様式第9号）を企業長に届け出なければならない。

企業長は、上記中止届が提出されたとき、当該給水装置に貸与している水道メーターを回収することが装置全体の保護になると判断した場合に、当該水道メーターを回収して、メーターに直結した止水栓を閉じ、閉栓キャップを取り付けることができる。